自主防災組織形成事業実施要綱

平成２４年４月１日

告示第　 ６６ 　号

改正　平成２９年４月１日告示第１１１号

令和２年４月１日告示第１３１号

令和３年４月１日告示第８２号

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の自主防災組織の設立及び活動に対する支援を行うことにより、町全体に波及的に自主防災組織の形成と活動を促進し、ひいては町全体の防災力等自治活動の向上を図ることを目的とした自主防災組織形成事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、おおい町補助金等交付規則（平成１８年おおい町規則第３２号）及びおおい町防災安全課所管補助金等交付要綱（令和２年おおい町告示第１３６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「自主防災組織」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項に基づき災害から地域社会を守るため町内行政区又はその集合体等を母体として住民が自発的に結成し運営する組織をいう。

（事業主体）

第３条　事業主体は、自主防災組織とする。

（事業内容）

第４条　事業区分及び内容は、別表第１のとおりとする。

２　本事業と他の補助事業（おおい町集落ぐるみ町民指標活動支援事業を除く。）を重複して活用することはできない。

（補助率等）

第５条　補助率、補助金限度額及び交付の制限は、別表第２のとおりとする。

（資機材の適正な管理）

第６条　防災等資機材整備事業及び自主防災活動等支援事業を実施した事業主体は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年４月１日告示第１１１号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日告示第１３１号）抄

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（自主防災組織形成事業に関する経過措置）

７　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の自主防災組織形成事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の自主防災組織形成事業実施要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（令和３年４月１日告示第８２号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（自主防災組織形成事業に関する経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の自主防災組織形成事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の自主防災組織形成事業実施要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第１（第４条関係）

（１）自主防災組織設立事業

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　　容 |
| 設立活動 | 組織の設立に要する経費（食料費は湯茶に限る。）・会議費、資料作成費　など |

（２）防災等資機材整備事業

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 物　　　品　　　名 |
| 情報収集伝達活動資機材 | 携帯型無線機、携帯ラジオ、拡声器　など |
| 消火活動資機材 | 消火器、消火バケツ　など |
| 水防活動資機材 | 防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭　など |
| 救出活動資機材 | ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープ　など |
| 救護活動資機材 | 担架、救急セット、毛布、シート　など |
| 生活維持活動 | 炊飯設備、組立てテント、非常食、飲料水　など |
| 交通安全対策資機材 | カーブミラー、コーン、サインスタンド　など |
| 防犯対策資機材 | 防犯（ダミー）カメラ、刺股、カラーボール　など |
| その他資機材 | 防災・交通安全・防犯上有効なものとして町長が認めるもの |

（３）自主防災活動等支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　　容 |
| 活動支援 | 自主防災組織の活動に要する経費（食料費は湯茶に限る。）・会議費・避難訓練の実施にかかる経費・（２）の防災等資機材の購入・更新にかかる経費・訓練等参加者に対する損害保険加入にかかる経費・その他、自主防災組織の継続的な活動に必要な経費 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 補助率 | 補助金限度額 | 交付の制限 |
| 自主防災組織設立事業 | １０／１０ | 20,000円 | 各組織１回限り |
| 防災等資機材整備事業 | １０／１０ | 100,000円 | 各組織１回限り |
| 自主防災活動等支援事業 | １０／１０ | 50,000円 | 各年度１回限り |

備考

　１　上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　各事業区分間の補助金の流用は認めない。